

(別紙)

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表

変更前	変更後																												
<p>(様式第2-6号)</p> <p style="text-align: right;">熊本県</p> <p style="text-align: center;">多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)</p> <p>1. 取組の推進に関する基本的考え方 【略】</p> <p>2. 農地維持支払交付金に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 【略】 (2) 交付単価 ① 基本的考え方 熊本県の農地維持支払交付金の交付単価については、②農地維持支払交付金の交付単価に示す基本単価とする。</p> <p>② 農地維持支払交付金の交付単価</p> <table border="1" data-bbox="338 974 1412 1209"><thead><tr><th>適用</th><th>地目</th><th>農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価</th><th>左記のうち国の助成</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">基本単価</td><td>田</td><td>3,000円</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>畑</td><td>2,000円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>草地</td><td>250円</td><td>125円</td></tr></tbody></table> <p>③ 加算単価 加算措置として事業計画に定める活動期間中に、対象組織において新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合又は事業計画に定める実施期間終了年度が平成29年度であって、平成30年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に、当該活動期間中に限り加算できる加算単価は、以下の加算単価とする。</p> <p>ただし、1小規模集落当たりの交付額は、20万円/年を上限とし、1対象組織当たりの交付額は、40万円/円を上限とする。</p> <p>なお、事業計画を定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。</p>	適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成	基本単価	田	3,000円	1,500円	畑	2,000円	1,000円	草地	250円	125円	<p>(様式第2-6号)</p> <p style="text-align: right;">熊本県</p> <p style="text-align: center;">多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)</p> <p>1. 取組の推進に関する基本的考え方 【略】</p> <p>2. 農地維持支払交付金に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 【略】 (2) 交付単価 ①基本的考え方 熊本県の農地維持支払交付金の交付単価については、②農地維持支払交付金の交付単価に示す基本単価とする。</p> <p>②農地維持支払交付金の交付単価</p> <table border="1" data-bbox="1519 974 2594 1209"><thead><tr><th>適用</th><th>地目</th><th>農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価</th><th>左記のうち国の助成</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">基本単価</td><td>田</td><td>3,000円</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>畑</td><td>2,000円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>草地</td><td>250円</td><td>125円</td></tr></tbody></table> <p>【削除】</p>	適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成	基本単価	田	3,000円	1,500円	畑	2,000円	1,000円	草地	250円	125円
適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成																										
基本単価	田	3,000円	1,500円																										
	畑	2,000円	1,000円																										
	草地	250円	125円																										
適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成																										
基本単価	田	3,000円	1,500円																										
	畑	2,000円	1,000円																										
	草地	250円	125円																										

適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	1,000円	500円
	畑	600円	300円
	草地	80円	40円

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項
【略】

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

農地周りの水路、農道、ため池等を対象施設とし、これらの長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とし、工事1件あたりの費用は原則として2百万円未満とする。

また、本県では排水不良を抱える干拓地や鳥獣被害に苦しんでいる中山間地域に農地が多く存在しており、これらの農地の保全も重要となっており、県内全域の農地を保全するための補修・更新等を対象活動とする。なお、農地にかかる施設の長寿命化活動は、水路、農道等の施設の長寿命化活動を優先的に行った上で、交付金の範囲の中で実施することができるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

対象施設・対象活動は上記「① 地域活動指針策定における基本的考え方」のとおりとする。

また、対象施設は活動組織によって、活動期間中に補修や草刈り等の維持管理が適切に実施されているもので、かつ、他の補助事業等を総合的に検討し策定する農業振興地域整備計画書等(※)に整備又は更新する記載がないものとする。

b 内容について都道府県知事と協議を求める場合の要件

他の補助事業等を総合的に検討し策定する農業振興地域整備計画書等(※)により整備又は更新する記載があるものとする。

c 都道府県又は推進組織が行う技術的指導の内容

市町村は機能診断結果に基づく、長寿命化対策の工法や工事費等について、適切であるか指導を受けるものとする。

※農業振興地域整備計画書等とは

市町村が策定する農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画書、及び農業農村整備事業管理計画策定要領に基づく農業農村整備事業管理計画書。

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項
【略】

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

農地周りの水路、農道、ため池等を対象施設とし、これらの長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とし、工事1件あたりの費用は原則として2百万円未満とする。

また、本県では排水不良を抱える干拓地や鳥獣被害に苦しんでいる中山間地域に農地が多く存在しており、これらの農地の保全も重要となっており、県内全域の農地を保全するための補修・更新等を対象活動とする。なお、農地にかかる施設の長寿命化活動は、水路、農道等の施設の長寿命化活動を優先的に行った上で、交付金の範囲の中で実施することができるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

対象施設・対象活動は上記「① 地域活動指針策定における基本的考え方」のとおりとする。

また、対象施設は活動組織によって、活動期間中に補修や草刈り等の維持管理が適切に実施されているもので、かつ、他の補助事業等を総合的に検討し策定する農業振興地域整備計画書等(※)に整備又は更新する記載がないものとする。

b 内容について都道府県知事と協議を求める場合の要件

他の補助事業等を総合的に検討し策定する農業振興地域整備計画書等(※)により整備又は更新する記載があるものとする。

c 都道府県又は推進組織が行う技術的指導の内容

市町村は機能診断結果に基づく、長寿命化対策の工法や工事費等について、適切であるか指導を受けるものとする。

※農業振興地域整備計画書等とは

市町村が策定する農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画書、及び農業農村整備事業管理計画策定要領に基づく農業農村整備事業管理計画書。

イ. アの場合において、盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。